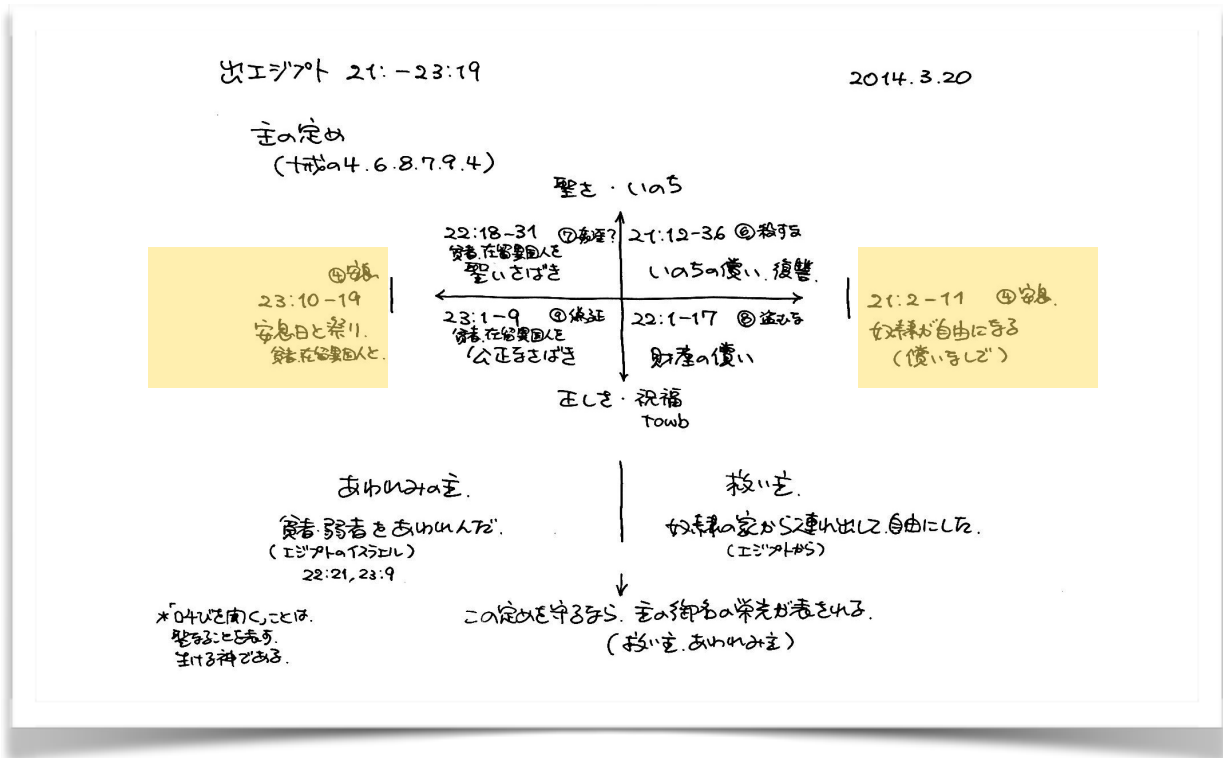


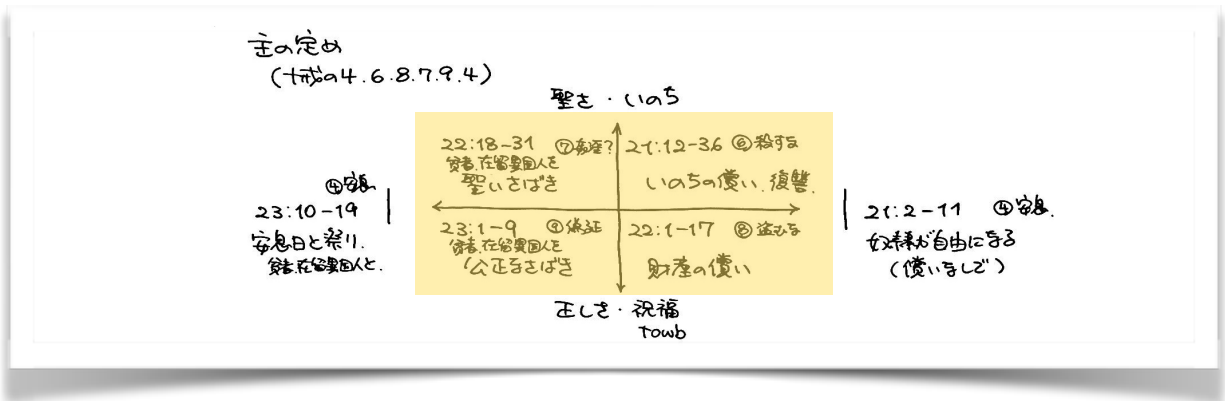


出エジプト記21-23章 判例法

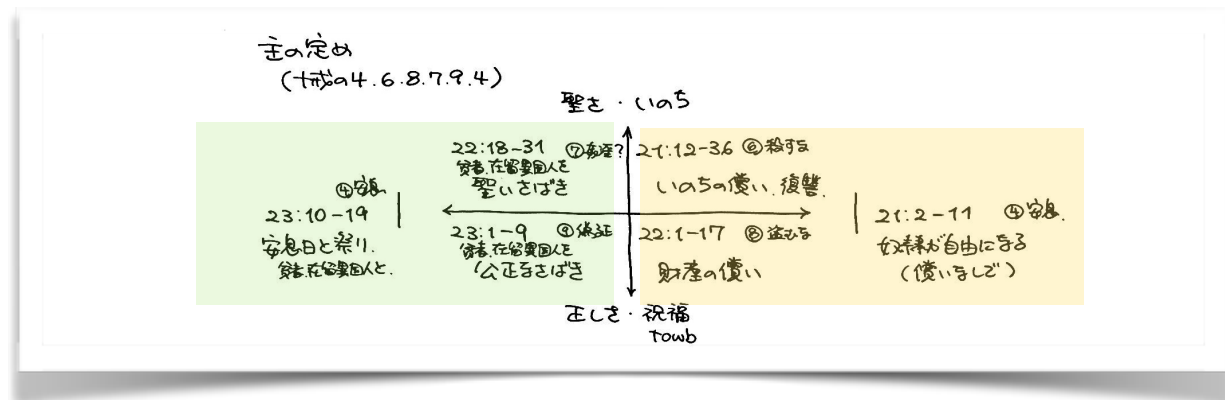


出エジプト記21章から23章19節まで。主の定めはこうであるという教えです。全体が6段落に分かれています。

安息日。奴隷が自由になるという安息の律法で始まって、安息日と祭りを守りなさいという安息日の律法で終わります。奴隷が奴隷だった、奴隷の家、エジプトから連れ出して自由になりましたという後に書かれている教えですので、奴隷が自由になるというところで始まって自由の安息の約束の場所に住むようになりましたという話で終わっているのはよくわかります。



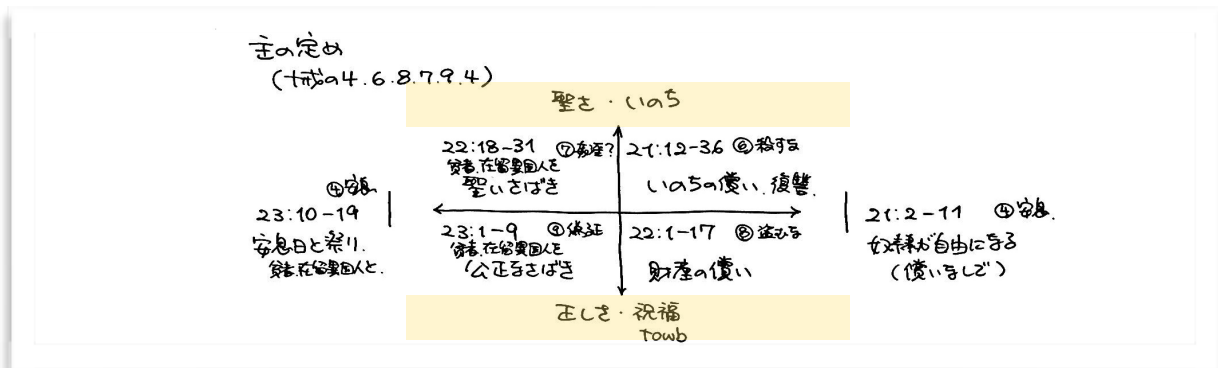
この間に6番目殺すな、8番目盗むな、7番目姦淫を犯すな、偽証するな、の9番目という4つが、6,8,7,9の順番で教えられています。殺すな、盗むな、偽証するなというのは良いかと思えますけれど、7番目姦淫するなというのは、直接出てくるわけではないので、わかりにくいと思います。呪いを受けるような話が出てきます。汚れている行いに対しての定めということですので、7番目というふうに言えるものだと思います。



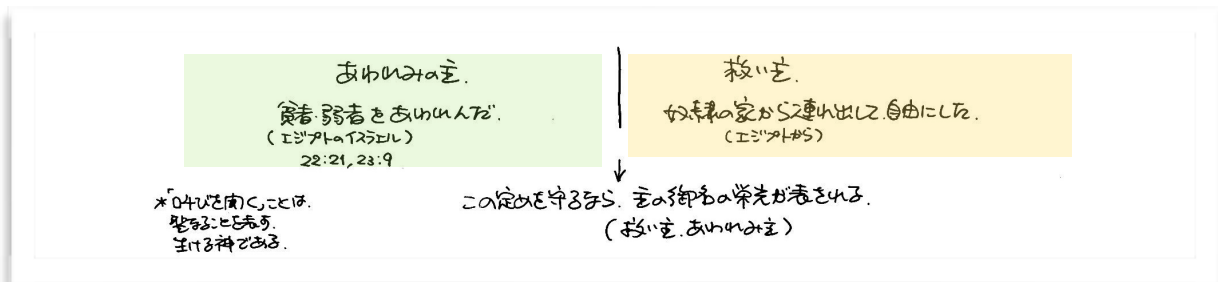
前半21章2節から6の内の最初の1,2,3の3つの部分は、奴隷の家から連れ出して自由にされました。償い無しで奴隷が自由にされました。そして、(いのちの) 償いについて、(財産の) 償いについて。いのちの償い、復讐というのはいのちの償いということ。盗むなところは、財産の償いについてのことです。奴隷の家から連れ出して自由になりましたということです。

後半は、貧しい者、在留異国人という言い方が、キーワードとして出てきます。エジプトでイスラエルは貧しい者、在留異国人だったので、そのことを覚えてこの命令を守りなさいと言われていました。あわれみを受けたのだから、あわれみを与えなさいということです。救い主であることとあわれみ主、情け深い神であるということの表れとして、その民にふさわしい者となりなさいということが教えられています。

いのちの償いと財産の償い。そして、在留異国人と貧しい者を聖く裁く、聖なる者に
 するという裁き。それと公正な裁きが9番目のところです。貧しい者、在留異国人を公
 正に裁くということです。



これを区別すると、6番目(殺すな)と7番目(姦淫を犯すな)は聖さといのちについての
 定め、盗むな(8番目)と偽証(9番目)については、正しさと財産。財産は神様から与えら
 れた祝福である。幸いとかトブ(towb)のことを言っている。神様からの祝福の表れとし
 ての財産ということですので、この聖さといのち、正しさと祝福という「いのちの木と
 善悪の知識の木」の祝福がここに要約されているような判例法になっていると思います。



この6つの命令を守るならば、自分たちの救われた歴史、あわれまれた記録を覚えて
 主の御名の栄光が表される。これを守ると主の民だということが表される。神様の与え
 てくださった救いとあわれみを表すことになりますので、主の民が主の御名の栄光を表
 すということができるようになりますので、そのための民に与えられている命令である。
 ご自分の民にふさわしい者になりなさいよということを教えている主の定めであるとい
 うことが言えると思います。

おまけでいうと、叫びを聞くということが、7番目の姦淫の段落にありましたけれど、
 祈りを聞く、叫びを聞くということは、神様は聖なる方である、生ける神であるとい
 うことを表しています。叫びを聞く、叫びを聞いて救われるということが、22章18節から
 の段落に2度書いてあることは覚えておくと良いと思います。